

KOBE工学振興懇話会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、KOBE工学振興懇話会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、社団法人神戸大学工学振興会内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、企業等からの神戸大学大学院工学研究科及び工学部（以下「工学研究科等」という。）に対する技術・研究面での多様な要望に応えるため、会員を対象とする『KOBE工学サミット』を開催するとともに、研究情報を発信・提供することなどにより、産学連携の推進を図り、もって、産業技術の向上と人材育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員を参加対象とする『KOBE工学サミット』の開催
- (2) 情報誌「Rokko Research Wind of Engineering」の正会員への提供
- (3) 前号の情報誌に掲載された内容について、希望する正会員への追加情報の提供
- (4) 科学技術交流会の開催
- (5) 工学研究科等に対する学術研究助成
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員及びトライアル会員は、企業等の法人を対象とする。なお、トライアル会員は、新規入会時から2年間のみ選択可能とする。
- (2) 学会会員は、前号以外の個人を対象とする。
- (3) 賛助会員は、国、地方自治体、公益法人等を対象とする。
- (4) 協力会員は、神戸大学大学院工学研究科の教員を対象とする。

2 正会員は、情報誌「Rokko Research Wind of Engineering」に掲載された内容について、1口につき年間5件の追加情報を請求することができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするときは、会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の申し込みを行ったものに対しては、会長が入会の適否を判断のうえ、これを認める。

3 第7条により会長の承認を受け退会した正会員、トライアル会員が本会に再入会する場合は、第15条第2項における年会費の算定にあたり過去の入会年数を通算するものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は、書面によりその旨を会長に届け出、承認を受けなければならない。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 6名（うち、会長1名、副会長2名）
- (2) 監事 2名

2 会長は、神戸大学大学院工学研究科長とする。

3 副会長は、正会員及び協力会員の中から、それぞれ1名を互選により選出する。

4 前2項以外の理事は、正会員の中から2名、協力会員の中から1名を互選により選出する。

5 監事は、正会員及び協力会員の中から、それぞれ1名を互選により選出する。

(会長及び副会長)

第9条 会長は、本会の事務を総括し、本会を代表する。

2 会長に事故あるときは、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその事務を代行する。

(理事)

第10条 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。

(監事)

第11条 監事は、会計及び本会の活動状況等を監査し、定期総会において報告するものとする。

(任期)

第12条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

(総会)

第13条 定期総会は、毎年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、総会の議決は、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 定期総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の改選
- (4) その他理事会で必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、理事会の議決は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会計

(会計)

第15条 本会の事業経費は、会員からの会費収入をもってこれに充てる。

2 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：1口8万円(ただし、入会継続7年目以降は1口7万円)
- (2) トライアル会員：1口5万円
- (3) 学会会員：1口 1万円
- (4) 賛助会員：無料
- (5) 協力会員：無料

3 既納の会費は、払い戻ししない。

(事業計画)

第16条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、定期総会において決定するものとする。

(収支決算)

第17条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、定期総会において報告するものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計及び事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヶ年を単位とする。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第19条 本規約の改正は、総会において出席会員数の3分の2以上の同意を得て、決定するものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第20条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成16年10月22日から施行する。
- 2 第15条第2項の規定については、施行の日から平成17年3月31日までの間は、規定中「10万円」とあるのは「5万円」、「1万円」とあるのは「5千円」と読み代えるものとする。
- 3 本規約施行後最初に選出される第8条第1項に規定する役員の任期は、第12条の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

本規約は平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 本規約は平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 第15条第2項(1)の規定に関し、平成25年4月1日において正会員であるものについては、入会時からの年数をもって入会年数とする。